

報告第17号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県税条例等の一部を改正する条例

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第59条及び第60条 削除	<p><u>（環境性能割の税率）</u></p> <p>第59条 <u>次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）併せて電気その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大</u></p>

気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「排出ガス保安基準」という。）で省令で定めるもの（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和12年度基準

エネルギー消費効率」という。)に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ウ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ウ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの
(以下この条において「令和4年度基準エネルギー消費効率」とい
う。)に100分の95を乗じて得た数値(車両総重量が2.5トン以下のト
ラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率)以上であ
ること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいづ
れにも該当するもので省令で定めるもの

㊦ 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の
排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値
の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の
排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値
の2分の1を超えないこと。

㊧ エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上で
あること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用
いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定め
るもの

㊦ 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以
降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で
省令で定めるもの(以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」とい
う。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽
中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

㉞ 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

㊦ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

㊧ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㉞ 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

㊦ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

㊧ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㉞ 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ウ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ウ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ウ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ウ) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のもの）にあっては平成30年10月1

日) 以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

2 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ウ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ウ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定め

るもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

に対する自動車税の税率)

第1条の2 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する自動車に対する自動車税の税率は、次に掲げる税率により課する。

(1)～(5) 略

(自動車税の徴収の方法)

第2条 前条の自動車税は、証紙徴収の方法によって徴収する。

(自動車税の証紙徴収の手続)

第3条 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税の納税義務者は、毎年5月末日（賦課期日後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務の発生した月の翌月の末日）までに、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まねばならない。

2 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

に対する種別割の税率)

第1条の2 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する自動車に対する種別割は、次に掲げる税率により課する。

(1)～(5) 略

(種別割の徴収の方法)

第2条 前条の種別割は、証紙徴収の方法によって徴収する。

(種別割の証紙徴収の手続)

第3条 第1条の2に掲げる自動車に対する種別割の納税義務者は、毎年5月末日（賦課期日後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務の発生した月の翌月の末日）までに、県の発行する証紙を知事から購入して、当該種別割を払い込まねばならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

（長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第4条 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
1 知事	長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）による <u>自動車税</u> の減免に関する事務であつて規則で定めるもの	1 知事	長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）による <u>自動車税環境性能割又は自動車税種別割</u> の減免に関する事務であつて規則で定めるもの

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

3 前2項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

(環境性能割の納付の方法)

第60条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、省令で定める申告書又は規則で定める修正申告書に証紙を貼ることに代えて証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）による納税証紙印の表示を受けなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、証紙に代えて、納付すべき環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

(環境性能割に関する報告書の提出義務)

第60条の2 自動車の取得者は、その取得価格が50万円以下である場合には、前条に規定する申告書又は修正申告書に代えて、省令で定める報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割が非課税となる路線)

第60条の3 法附則第12条の2の10第1項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして条例で定めるものは、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得

(自動車税の課税免除)

第61条 次の各号の一に該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。

(1)及び(2) 略

2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号の一に該当するものに対しては、自動車税を課さない。

(1)～(5) 略

3 次の各号に掲げる者が所有する自動車のうち、専ら学生、生徒、会員又は組合員等の教育練習の用に供するものに対しては、自動車税を課さない。

(1)～(3) 略

(自動車税の税率)

第62条 自動車税の税率は、別表第2に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの自動車税の税率は、別表第2(その1)トラックの項に定める額に別表第3に定める額を加算した額とする。

3～5 略

(自動車税の納期)

第63条 法第156条の規定による自動車税の納期は、5月15日から同月31日までとする。

2 略

3 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第64条 自動車税の納税義務者は、次の各号の一に該当するときは、法第160条第1項の規定により、その該当する事実が発生した日の翌日から起算し

た数値が15以上150以下であり、かつ、別に定めるところにより知事が認めたバス路線とする。

(種別割の課税免除)

第61条 次の各号の一に該当する自動車に対しては、種別割を課さない。

(1)及び(2) 略

2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号の一に該当するものに対しては、種別割を課さない。

(1)～(5) 略

3 次の各号に掲げる者が所有する自動車のうち、専ら学生、生徒、会員又は組合員等の教育練習の用に供するものに対しては、種別割を課さない。

(1)～(3) 略

(種別割の税率)

第62条 種別割の税率は、別表第2に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの種別割の税率は、別表第2(その1)トラックの項に定める額に別表第3に定める額を加算した額とする。

3～5 略

(種別割の納期)

第63条 法第177条の9の規定による種別割の納期は、5月15日から同月31日までとする。

2 略

3 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第64条 種別割の納税義務者は、次の各号の一に該当するときは、法第177条の13第1項の規定により、その該当する事実が発生した日の翌日から起算

第66条 知事は、次の各号の一に該当する自動車の所有者又は使用者に対し、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。

- (1) 災害によって被害を受け相当の修繕を要すると認める自動車
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が所有する自動車のうち、専ら当該法人の本来の事業の用に供する自動車
- (3) 中古自動車販売業者の所有する自動車のうち、商品として所有し、かつ、展示されている自動車で、法第155条に定める自動車税の賦課期日において道路運送車両法第4条に定める登録に係る所有者及び使用者の名義が同一のもの
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

第66条 知事は、次の各号の一に該当する自動車の取得者に対し規則の定めるところにより、環境性能割を減免することができる。

- (1) 災害により滅失又は損壊した自動車（三輪以上の軽自動車を含む。）に代わるものとして知事が認める自動車
- (2) 日本赤十字社が所有する自動車で血液事業の用に供するもの
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされる自動車
- (6) 身体障害者等の利用に供される超低床バス
- (7) 略

2 知事は、次の各号の一に該当する自動車の所有者又は使用者に対し、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。

- (1) 災害によって被害を受け相当の修繕を要すると認める自動車
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が所有する自動車のうち、専ら当該法人の本来の事業の用に供する自動車
- (3) 中古自動車販売業者の所有する自動車のうち、商品として所有し、かつ、展示されている自動車で、法第177条の8に定める自動車税の賦課期日において道路運送車両法第4条に定める登録に係る所有者及び使用者の名義が同一のもの
- (4) 前項第3号、第4号及び第7号に規定する自動車

(自動車税に係る督促)

第66条の2 納税者が納期限までに自動車税に係る徴収金を完納しない場合は、法第166条第1項の規定にかかわらず、当該納期限後40日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

附 則

1～19 略

(自動車税に係る督促)

第66条の2 納税者が納期限までに自動車税に係る徴収金を完納しない場合は、法第173条第1項及び法第177条の19第1項の規定にかかわらず、当該納期限後40日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

附 則

1～19 略

(軽油引取税の税率の特例)

20 軽油引取税の税率は、第49条の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

21 前項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に法第144条の2第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは法第144条の3第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が法第144条の2第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定の適用を停止する。

22 前項の規定により附則第20項の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に法第144条の2第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは法第144条の3第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が法第144条の2第6項の規定に該当するに

(自動車税の税率の特例)

20 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。))及び特定電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるもの(次項第3号及び附則第22

至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、附則第20項の規定を適用する。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

23 前2項の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

24 営業用の自動車に対する第59条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

25 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄

項において「充電機能付電力併用自動車」という。)又はガソリンを内燃機関の燃料とするものをいう。)並びに法第154条第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第62条の規定の適用については、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第20項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。以下同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。以下同じ。)で平成27年3月31日までに最初の法第158条第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。以下同じ。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

21 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車 が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第21項に規定する税率欄に掲

げる字句は、同表附則第25項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

26 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車 が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第26項に規定する税

げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「排出ガス保安基準」という。）で省令で定めるものに適合するもの又は同項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令で定めるもの

(3) 略

率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令で定めるもの

(3) 略

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令

22 次に掲げる自動車（充電機能付電力併用自動車を除く。）のうち、営業用の乗用車に対する第62条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第22項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費

で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

27 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用があるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので省令で定めるもの

- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの又は同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

23 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて、同日後に初回新規登録を受けたものに対して課する自

- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

- (3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

28 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて、同日後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種

自動車税の標準税率は、第62条の規定にかかわらず、別表第6に定める額とする。

24 略

25 附則第23項の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料とする電力併用自動車を除く。）のうち、附則第20項各号に掲げるものに対する当該各号に掲げる年度以後の年度分の自動車税に係る附則第23項の適用については、別表第6中別表第2（その1）に掲げる税率の項及び別表第2（その3）に掲げる税率の項における同表標準税率欄に掲げる字句は、同表附則第20項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

26及び27 略

別表第5（附則第20項—附則第22項関係）

区分	本則税率 (円)	<u>附則第20項</u>	<u>附則第21項</u>	<u>附則第22項</u>
		に規定する 税率 (円)	に規定する 税率 (円)	に規定する 税率 (円)
略				

別表第6（附則第23項—附則第25項関係）

区分	標準税率 (円)	<u>附則第20項</u> に規定する税率
		(円)
略		

(注) ロータリー・エンジン車にあっては、この表中「総排気量」を「単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じて得た数値」とする。

別割の標準税率は、第62条の規定にかかわらず、別表第6に定める額とする。

29 略

30 附則第28項の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料とする電力併用自動車を除く。）のうち、附則第25項各号に掲げるものに対する当該各号に掲げる年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る附則第28項の適用については、別表第6中別表第2（その1）に掲げる税率の項及び別表第2（その3）に掲げる税率の項における同表標準税率欄に掲げる字句は、同表附則第25項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

31及び32 略

別表第5（附則第25項—附則第27項関係）

区分	本則税率 (円)	<u>附則第25項</u>	<u>附則第26項</u>	<u>附則第27項</u>
		に規定する 税率 (円)	に規定する 税率 (円)	に規定する 税率 (円)
略				

別表第6（附則第28項—附則第30項関係）

区分	標準税率 (円)	<u>附則第25項</u> に規定する税率
		(円)
略		

(長崎県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>2 長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号。以下本項において「条例」という。）の規定による減免等に関する事務であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>条例第66条第4号の規定による身体障害者等に係る自動車税の減免の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答（法別表第5第4号の2の総務省令で定める事務を除き、次のいずれかに該当する場合において住所の確認が必要なときに限る。ただし、納税義務者、身体障害者等又は運転者のいずれかに変更がある場合を除く。）</u></p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>2 長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号。以下本項において「条例」という。）の規定による減免等に関する事務であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>条例第66条第1項第3号の規定による身体障害者等に係る自動車税環境性能割の減免の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答（法別表第5第4号の2の総務省令で定める事務を除き、次号アに係る住所の確認が必要とされる場合に限る。ただし、納税義務者、身体障害者等又は運転者のいずれかに変更がある場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>条例第66条第2項第4号の規定による身体障害者等に係る自動車税種別割の減免の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答（法別表第5第4号の2の総務省令で定める事務を除き、次のいずれかに該当する場合において住所の確認が必要なときに限る。ただし、納税義務者、身体障害者等又は運転者のいずれかに変更がある場合を除く。）</u></p> <p>ア～ウ 略</p>

（合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正）

第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和27年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車</p>	<p>（合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車</p>